

島根県医師会会員弔慰規程

第1条 本会会員が死亡した場合は、弔電及び香典を送るものとする。

第2条 各郡市医師会長は、前条に該当する場合は、遅滞なく本会に報告しなければならない。

第3条 会務もしくは医事衛生上功労のあった者には香華料を贈ることができる。その額は、会長が適宜これを定める。

第4条 会員で公務上疾病に罹り死亡した場合は、当該郡市医師会長の具申により理事会の決議を経て弔慰金を贈ることができる。

附 則

(施行期日)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。